

第 3 7 回 四国運輸局入札監視委員会審議概要

開催日	令和 6 年 9 月 2 5 日（水）													
場 所	高松サンポート合同庁舎南館 4 階会議室													
委 員	三野 靖（香川大学法学部前教授） 大平 昇（弁護士） 國村 年（公認会計士）													
審議対象期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日													
審議案件 一般競争 指名競争 企画競争 公募手続 随意契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">総件数</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">3 件</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">一般競争</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">2 件</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">指名競争</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">0 件</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">企画競争</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">1 件</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">公募手続</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">0 件</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">随意契約</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">0 件</td> </tr> </table>	総件数	3 件	一般競争	2 件	指名競争	0 件	企画競争	1 件	公募手続	0 件	随意契約	0 件	審議案件 ①高知運輸支局大津庁舎外壁塗装等改修工事 （一般競争） ②電子複合機（22台）の賃貸借・保守 （一般競争） ③DXを活用した四国遍路の受入環境整備に向けた調査 事業（企画競争）
総件数	3 件													
一般競争	2 件													
指名競争	0 件													
企画競争	1 件													
公募手続	0 件													
随意契約	0 件													
審議結果	審議案件の入札手続きは、適切に処理されている。（審議内容は下記のとおり）													
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	意見・質問	回 答												
	①高知運輸支局大津庁舎外壁 塗装等改修工事 契約変更額はどのように決定 されたのか。 見積額に対してどの程度の割 合で予定価格を設定している のか。 算出表は誰が入力するのか。 恣意的な操作が行えると言 うことはないのか。 予定価格は公表しているのか。 内訳についても公表している のか。 今回予定価格と落札価格が乖 離しているが、予定価格の設 定手続きについて、これまで 内部で議論はあったのか。 電子入札が基本なのか	工事増加部分について業者と打合せを行 い、提出された参考見積額に当初請負比 率を乗じた額により予定価格を算出した。 変更見積合わせ時に業者の提出した見積 額が予定価格を下回っていたため当該金額 で契約を決定した。 直接工事費までは設計業者から徴収した 見積書及び歩掛かりから算出し、共通費 は官積算にて算出している。 入力担当職員が行い、会計課長が最終 確認をしている。割合などは機械的に 算出されるものであり、職員による恣 意的な操作や、割合が変わることは ない。 公表している。 内訳までは公表していない。 特段していない。今回のような外壁改 修工事は他局でも落札比率が低いた め、大きく問題視しなかった。 基本的には電子入札であるが、紙入札 しか出来ないという業者もあるため、 紙入札と併用して行うこともある。												

一連の契約手続きを行う部署と入札手続きを行う部署は何らかの形で区分されているのか。地方整備局はそうしていると思われるが。

では原課はどのような役割を担うのか。

②電子複合機（22台）の賃貸借・保守

保守契約を1年とした理由如何。

保守契約の1枚あたりの単価は基本的には変わらないという認識で良いのか

では、次の契約時には保守契約も国庫債務負担行為に組み込む予定なのか。

落札金額は他の入札価格より750万ほど安くなっているが、この価格で通したがために次回以降の契約で業者側が優位な立場になりはしないか。

特定の業者が地方運輸局のシェアを独占するような暗黙の了解が醸成されるような事態は避けるべきである。留意点としておくように。

③DXを活用した四国遍路の受入環境整備に向けた調査事業

百十四経済研究所の業務実施体制について、ここ数年で1000万～1500万規模の四国運輸局発注事業が毎年2件あったようだが、今回の事業とこれら既存の事業と何が違うのか。

それが理想的であると認識はしているが、当局では本局会計課で一括して契約手続きを行っているため、部署を完全に区分することは物理的に不可能である。しかし、積算担当者と入札執行者は分けるようにしている。

積算の原案までは原課で作成するようにしている。本案件は工事のため会計課が作成した。

リース契約と保守契約では充てる予算が異なっている。国庫債務を予算に充てるためには5年間の金額が決定している必要がある。一方で今回の保守契約は一枚あたりの単価に使用枚数をかけて支出額を決定するため国庫債務の性質になじまず、1年契約にせざるを得なかった。

はい。業者側がリースと保守を一体として計算している都合上、契約金額を変えることができず、令和6年度以降の契約についても同額で契約することが可能である。

その予定であるが、当局の予算要求が承認されるか否かに左右される。国庫債務負担行為に組み込むことが出来なければ、5年後の状況も踏まえながらより安価な契約形態を模索していきたい。

入札を実施する際の状況にもよるが、大手企業等も応札できるような仕様書の作成、予定価格の設定等工夫していきたい。またリースと保守どちらも国庫債務で契約できるよう努力したい。

まず今回の事業で開発したQRコードシステムについては、四国遍路におけるビックデータを取ることが可能になるという、既存の発注事業にはない新しいシステムである。また、既存の事業については観光部内でも担当課が異なっているものもあり、それぞれ異なる目的の事業である。

百十四経済研究所に発注することが部内で定常化していて、この事業者に四国遍路に関する事業を発注することありきのように見受けられる。企画提案というのは年によって内容が大幅に変わるものではなく、言葉や見方を少し変えればいくらでも造成できる。このような発注の仕方は良くない。

ここ数年で四国遍路に関する知見は十分に得られているはずだから、今度はそれを芽出しする段階であって実証事業のみ発注し続けるのは良くない。もし企画提案をやるとしても、実証事業の報告を受けて終わりではなく、地方運輸局として何らかの成果物をあげることを前提で話を進めるべきである。

これは価値観の問題でもあるが、四国遍路というある種宗教的な事柄に対して行政がむやみに金を投入するというのもやはり問題があると思う。

百十四経済研究所もおそらくはどこかへ再委託していると思う。去年も述べたが、企画提案の際は、その業者がどこまで自力でコンサル業務を行える能力を持っているのかをよく見極めるべきだと思う。特に今回のケースでは地元の有力銀行の傘下である業者の立ち位置から見ても、穿った関係性に捉えられかねない。

企画提案書の評価結果について、加点点評価とは一体何か。

重々承知している。今年度からはそもそもなぜ企画提案にする必要があるのか、入札ではダメなのかについて原課から相談を受けた時点で厳しく審査・指摘するようにしている。

その点については我々も肝に銘じて改善していきたい。

観光部としては、四国遍路の事業に5年度で一度区切りを付け、今後は民間で自走してもらうよう働きかけを行っている。そのため今年度以降同様の事業を発注することはないと思われる。

原課からの相談段階から再委託の可能性について必ず指摘し、主たる業務の再委託については許容できないことを明確にするようにしている。

企画提案の内容とは関係なく、業者自体のワークライフバランス等を評価して加点するもの。